

問 1

天野さんは、長年勤めていた大手飲食店を退職して、2020年7月1日から個人で居酒屋を開業しました。天野さんの事業所得等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、2020年分の所得税の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題 1)

(設問A) 天野さんは、個人事業の開業に関する届出等を税務署へ提出しようと考えている。天野さんが提出すべき税務上の届出等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 減価償却資産である備品の償却方法について、2020年から定率法を選択しようとする場合には、2020年分の所得税の確定申告書の提出期限までに減価償却資産の償却方法の届出をしなければならない。
2. 2020年分の所得税の申告を青色申告により行おうとする場合には、開業の日から2ヵ月以内に「所得税の青色申告承認申請書」を提出しなければならない。
3. 生計を一にする配偶者に給与を支給して、その給与を所得税の事業所得の必要経費に算入しようとする場合には、最初にその給与を支給する月の前月までに「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しなければならない。
4. 2020年以後の課税期間について消費税の課税事業者を選択しようとする場合には、2020年の年末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならない。

(問題 2)

(設問B) 天野さんは、2020年分の所得税から青色申告の適用を受ける予定である。青色申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 青色申告の承認を受けている年に生じた純損失は、その損失が生じた年の翌年以後5年間繰り越して純損失の繰越控除の適用を受けることができる。
2. 確定申告書の提出期限までに申告書の提出ができない場合、青色申告者であっても青色申告特別控除の適用を受けることはできない。
3. 青色申告を行う者が備え付けるべき帳簿および書類の保存期間は、最長3年間となっている。
4. 青色申告書には損益計算書を添付しなければならないが、貸借対照表については添付を省略できる場合がある。

(問題3)

(設問C) 天野さんは、居酒屋の開業に際して、生計を一にする配偶者から事業資金と店舗建物を借りている。この場合において、次の記述のうち、天野さんの所得税の事業所得の必要経費に算入されるものとして、最も適切なものはどれか。

1. 配偶者から借りている事業資金に係る適正な利率による利息
2. 配偶者から借りている事業資金に係る元金返済額
3. 店舗建物の賃借に対して配偶者へ支払った家賃
4. 配偶者が負担した店舗建物の固定資産税

(問題4)

(設問D) 天野さんは、以下の資産を取得して開業の日から事業の用に供している。2020年分の所得税に係る事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の合計額として、正しいものはどれか。なお、天野さんは、青色申告書を提出する中小事業者者に該当する。また、適正に減価償却資産の償却方法の届出をしており、定率法を選定できる資産は定率法により償却するものとする。

<取得した資産に関する資料>

資産		取得価額	法定耐用年数
建物附属設備	自動ドア一設備	900,000円	12年
器具備品	業務用冷蔵庫	300,000円	6年
ソフトウェア	経理用ソフトウェア	120,000円	5年

<償却率>

法定耐用年数	定額法	定率法
5年	0.200	0.400
6年	0.167	0.333
12年	0.084	0.167

1. 207,750円
2. 245,100円
3. 457,800円
4. 495,150円

(問題5)

(設問E) 所得税における予定納税の原則的取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所得税の予定納税を行わなければならないのは、予定納税基準額が15万円以上になる場合である。
2. 予定納税額は、一定の期日までに税務署長から書面により通知されることになっているため、納税者が予定納税額を計算して申告する必要はない。
3. 廃業など一定の要件に該当する場合、所定の期限までに「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額を減額することができる。
4. 所得税の予定納税は、予定納税基準額の2分の1に相当する金額を、9月末日までに納付しなければならない。

問2

室井さんは、15年前からビルを2棟所有しており、その全室を賃貸の用に供しています。不動産所得等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題6)

(設問A) 室井さんが行うビル賃貸業は、事業的規模の形式的要件を満たしており、以前から所得税の申告を青色申告により行っている。不動産の貸付けが事業的規模である場合と事業的規模でない場合の所得税における取扱いの差異に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、室井さんは不動産所得のほかにも所得はないものとする。

1. 不動産所得で適用できる青色申告特別控除の金額は、事業的規模にかかわらず、最高で10万円である。
2. 不動産所得が損失となっても建物が事業用であれば、建物を取り壊して生じる資産損失の金額は、事業的規模にかかわらず、その全額を必要経費に算入することができる。
3. 銀行借入れをして取得した賃貸用ビルの土地に係る不動産所得が損失となる場合、損失のうち借入金利子の額に相当する金額は、事業的規模であるときに限り、生じなかったものとされる。
4. 青色申告の事業専従者に支払う給与の金額は、事業的規模であるときに限り、一定の要件を満たせば、必要経費に算入することができる。

(問題7)

(設問B) 室井さんが新たに賃貸用ビルを取得する際に支出した費用等が以下のとおりである場合、所得税の計算上、このビルの取得価額として、正しいものはどれか。なお、必要経費に算入できるものは、必要経費として計算すること。

○建物の建設のために必要な設計料	1,800万円
○建設費用	55,000万円
○保存登記に係る登録免許税	130万円
○保存登記等に係る司法書士等への報酬	26万円
○不動産取得税	1,400万円

1. 58,330万円
2. 56,826万円
3. 56,800万円
4. 55,000万円

(問題 8)

(設問 C) 室井さんの 2021 年におけるビル賃貸業の予想損益等が以下のとおりである場合、2021 年のビル賃貸業に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せずに青色申告特別控除後の不動産所得の金額の 20% として計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。また、実際の納税の時期にかかわらず、2021 年の支出に含めて計算すること。

○予想される損益計算書

項目		金額
収入金額	賃貸料	2,600 万円
必要経費	租税公課	200 万円
	減価償却費	1,450 万円
	支払利息	330 万円
	その他必要経費	75 万円
	合計	2,055 万円
青色申告特別控除額		65 万円

(注) 上記の表の収入金額および必要経費については、未収、未払い、前受け、および前払いのものはない。

○借入金元金返済額 970 万円

※ 2021 年中にビル周囲に塀 (100 万円) を設置し、構築物として固定資産に計上する。

(上記の表の減価償却費には、この構築物の減価償却費を含めるものとする)

※ 65 万円の青色申告特別控除額の適用要件を満たしている。

1. 929 万円
2. 925 万円
3. 829 万円
4. 384 万円

問3

個人の株式等の譲渡等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題9)

(設問A) 宇野さんの2020年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。宇野さんの2020年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、宇野さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する取得費等	備考
TA株式	2011年 4月 8日	2020年1月14日	70万円	100万円	(注1)
TB株式	2016年 6月29日	2020年7月10日	40万円	50万円	(注2)
TC株式	2016年10月13日	2020年5月25日	200万円	130万円	(注3)
TD株式	2018年12月20日	2020年3月18日	200万円	220万円	(注4)

(注1) 宇野さんは、従前からA証券会社にA一般口座（少額投資非課税制度には該当しない）を開設しており、そのA一般口座でTA株式の取引を行っている。なお、本年中にA一般口座で行われた取引はTA株式の譲渡のみである。

(注2) 宇野さんは2016年にB証券会社に少額投資非課税制度の口座（以下「NISA口座」という）を開設しており、そのNISA口座でTB株式の取引を行っている。なお、本年中にNISA口座で行われた取引はTB株式の譲渡のみである。

(注3) 宇野さんは、従前からC証券会社にC特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのC特定口座でTC株式の取引を行っている。なお、本年中にC特定口座で行われた取引はTC株式の譲渡のみである。

(注4) 宇野さんは、従前からD証券会社にD特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのD特定口座でTD株式の取引を行っている。なお、本年中にD特定口座で行われた取引はTD株式の譲渡のみである。

1. 10万円
2. 20万円
3. 40万円
4. 50万円

(問題 10)

(設問B) 大垣さんの2020年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。大垣さんの2020年の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、大垣さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

銘柄	取引日	区分	数量	単価	取得費	譲渡価額	譲渡費用
S E 株式	2020年4月17日	譲渡	400株	2,500円	<資料>	1,000,000円	10,000円

<資料> 2020年中に譲渡したS E株式の取引の状況は以下のとおりである。

取引日	区分	数量	単価	収入金額	支払金額
2016年 8月17日	取得	600株	2,200円	—	1,320,000円
2017年 6月 9日	取得	200株	2,300円	—	460,000円
2019年10月25日	譲渡	300株	2,600円	780,000円	—
2020年 1月28日	取得	200株	2,400円	—	480,000円

- ・ 単価および支払金額は手数料を含んだ金額である。
- ・ 大垣さんは、証券会社の一般口座で取引を行っており、上記以外の株式の取引は行っていないものとする。

1. 50,000円
2. 80,000円
3. 86,000円
4. 100,000円

(問題 1 1)

(設問C) 北村さんの2020年中に支払いを受ける配当等が以下のとおりである場合、北村さんの2020年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社KA	60,000円	6ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式 ・ 年2回、受け取っている。
	40,000円	6ヵ月	
株式会社KB	110,000円	12ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非上場株式 ・ 年1回、受け取っている。
株式会社KC	52,000円	6ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非上場株式 ・ 年2回、受け取っている。
	37,000円	6ヵ月	
国内株式 投資信託	108,000円	12ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の上場株式を投資対象とする公募株式投資信託 ・ 2019年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。収益分配金の計算期間は1年であり、すべて普通分配金である。

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 北村さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2020年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2020年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 110,000円
2. 162,000円
3. 222,000円
4. 270,000円

(問題 1 2)

(設問D) 佐野さんの2016年から2020年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。配当所得について申告分離課税により確定申告をした場合、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、佐野さんの2020年分の所得税の計算上、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。なお、佐野さんは、2016年分の所得税の確定申告以降、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2015年以前には株式等の取引を行っていないものとする。

年分	上場株式に係る譲渡所得の金額	上場株式に係る配当所得の金額
2016年分	▲50万円	6万円
2017年分	26万円	1万円
2018年分	▲30万円	4万円
2019年分	12万円	3万円
2020年分	44万円	2万円

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 特定口座および少額投資非課税制度の口座（NISA口座）による譲渡所得、配当所得は含まれていない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 26万円
2. 28万円
3. 30万円
4. 42万円

(問題 1 3)

(設問E) 会社員の柴田さんは、株式会社QCの定時株主総会における自己株式買取りの決議により、2020年8月に所有するQC株式の全株を発行会社であるQC社に譲渡した。譲渡した株式の内容が以下のとおりであるとした場合、柴田さんの2020年分の所得税の確定申告における配当所得の収入金額として、正しいものはどれか。なお、QC社は非上場会社に該当する。

- ・ 柴田さんの譲渡直前の所有株数および譲渡株数：1,200株（取得価額600,000円）
- ・ QC社への譲渡直前における1株当たりの資本金等の額からなる部分の金額：600円
- ・ QC社が柴田さんに交付した金銭の額：1,740,000円（源泉所得税控除前の金額）

※QC株式は柴田さんが相続または遺贈により取得したものではない。

※いずれも金額は時価として適正な額である。

1. 12万円
2. 72万円
3. 102万円
4. 114万円

(問題 1 4)

(設問F) MO株式会社に勤務している杉野さんは、MO社から以下の条件で付与されたストック・オプションについて、2020年中にすべて権利行使をしてMO社の株式を取得し、同年中に全株式を売却した。杉野さんの2020年分の所得税の計算上、株式等に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、税制適格要件は満たしていない。また、2020年中に杉野さんが譲渡した株式はこのほかにはなく、譲渡費用は考慮しないものとする。

売却価額	1株 6,000円
権利付与時のMO社の株式の時価	1株 1,200円
杉野さんへの付与株数	5,000株
権利行使株数	5,000株
権利行使価額	1株 3,500円
権利行使時のMO社の株式の時価	1株 4,000円

1. 1,000万円
2. 1,150万円
3. 1,250万円
4. 2,400万円

問4

不動産の譲渡に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、納付すべき税額が最も少なくなるように計算するものとします。

(問題15)

(設問A) 藤原さんは、住んでいたマンションを2020年3月に譲渡した。藤原さんの譲渡に関する資料が以下のとおりである場合、この譲渡による手取り金額（譲渡価額から譲渡費用、所得税および住民税を控除した金額）として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「長期（10年超）所有の居住用財産を譲渡した場合の軽減税率」の適用要件は満たしており、これらの適用を受けるものとする。また、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

	取得年月	譲渡年月	取得費	譲渡価額	譲渡費用(注)
土地	1985年2月	2020年3月	2,100万円	5,900万円	207万円
建物			850万円		

(注) 譲渡費用は譲渡年において現金で支払ったものである。

1. 6,218万円
2. 6,438万円
3. 6,590万円
4. 6,638万円

問5

給与所得者等のリタイア後に生じる所得に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下の場合
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円 以下	55万円
162.5万円 超 180万円 以下	収入金額 \times 40% $-$ 10万円
180万円 超 360万円 以下	収入金額 \times 30% $+$ 8万円
360万円 超 660万円 以下	収入金額 \times 20% $+$ 44万円
660万円 超 850万円 以下	収入金額 \times 10% $+$ 110万円
850万円 超	195万円

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 16)

(設問A) 会社員の池谷さんは、2020年6月に勤務先を退職し、同月に、以下のとおり退職金が支給された。池谷さんの2020年分の所得税の金額の計算上、退職所得の金額として、正しいものはどれか。

支払者	一時金の支給額	備考
勤務先	1,400万円	勤続年数は26年8ヵ月である。
厚生年金基金	700万円	加入期間は19年であり、上記の勤務先の勤続年数の期間内である。

- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではない。
- ・ 池谷さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 810万円
2. 670万円
3. 405万円
4. 55万円

(問題 17)

(設問B) 榎並さんは、2020年10月に個人で事業を開始した。榎並さんは開業当初から妻に仕事を手伝ってもらっている。榎並さんが妻に支払う給与に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、榎並さんは、2020年分の所得税の申告から青色申告の適用を受けるものとする。

1. 榎並さんの妻が青色事業専従者に該当し、一定の要件を満たした「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しているときは、その届出書に記載された金額の範囲内で支払った給与は必要経費と認められる。
2. 榎並さんが、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出した後、記載した金額等の変更をする場合、遅滞なく「青色事業専従者給与に関する変更届出書」を提出しなければならない。
3. 青色事業専従者は給与所得者となるが、その給与収入が103万円未満であっても、青色事業専従者給与の支払いを受けた榎並さんの妻を配偶者控除の対象にすることはできない。
4. 榎並さんの妻が、他の会社の正社員として勤務し、退社後の時間に榎並さんの仕事を手伝っている場合には、榎並さんの妻は青色事業専従者となる。

(問題18)

(設問C) 大下さんは2020年3月まで勤めていた会社を退職し、2020年4月から個人で飲食店を開業した。大下さんが事業を開始した初年分の所得等が以下のとおりである場合、大下さんの2020年分の所得税の計算上、2021年に繰り越される純損失の金額として、正しいものはどれか。

所得区分	金額	備考
給与所得	180万円	—
事業所得	▲500万円	損失の金額には、被災事業用資産の損失は含まない。
退職所得	150万円	—
所得控除額	120万円	—

- 大下さんは、開業時から青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に提出し、純損失の繰越控除の適用があるものとする。

- 170万円
- 290万円
- 320万円
- 440万円

(問題19)

(設問D) 個人事業を営む長谷川さん（67歳）は、小規模企業共済に加入し継続して掛金を支払っていたが、2020年1月に廃業したため、共済金が支給された。共済金等の受取額が以下のとおりである場合、共済金の税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した金額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

共済金の受取年月	2020年2月
共済金（一括での受取り）	1,800万円
掛金の納付月数（加入期間）	310ヵ月
掛金の合計金額	1,395万円

- 長谷川さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- 障害者になったことを基因とする廃業ではない。
- 過去に退職金の支給を受けたことはない。

- 16,687,500円
- 17,517,500円
- 17,733,750円
- 17,807,500円

(問題20)

(設問E) 長谷川さんの妻(66歳)は、パートタイマーとして働こうと考えている。長谷川さんの妻の2020年中の収入等が以下のとおりである場合、2020年分の長谷川さんの妻の所得税額として、正しいものはどれか。

金額等		備考
公的年金の収入金額	130万円	老齢厚生年金および老齢基礎年金の合計額である。
給与の収入金額	190万円	—
所得控除額	85万円	—

1. 25,000円
2. 30,000円
3. 57,500円
4. 67,500円

問6

所得税の譲渡所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題21)

(設問A) 村瀬さんは、2020年に以下の資産を譲渡した。村瀬さんの2020年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	譲渡年月	譲渡に係る収入金額	譲渡費用
RA骨董品	2020年2月	600万円	10万円
RB骨董品	2020年6月	300万円	5万円

- ・ RA骨董品は2018年11月に父の相続（限定承認ではない）により取得したものであり、相続時の相続税評価額は200万円であった。なお、父は1993年4月に100万円で購入した。
- ・ RB骨董品は2002年10月に購入したものであり、その購入価額は500万円であった。
- ・ 村瀬さんは、上記のいずれの資産についても営利を目的とした継続的な取引は行っていない。

1. 675,000円
2. 925,000円
3. 1,175,000円
4. 1,425,000円

問7

会社員の馬場さん（46歳）は、住宅ローンの繰上げ返済を考えています。馬場さんの2020年分の給与所得等の状況が資料のとおりである場合、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<2020年分の給与所得等の状況>

○給与所得	4,360,000円
○所得税のデータ	
・ 所得税に係る所得控除額	1,500,000円
・ 源泉徴収税額（年末調整済み）	188,500円
○住民税のデータ	
・ 住民税に係る所得控除額	1,400,000円
・ 2021年度の住民税	300,000円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題 2 2)

(設問A) 馬場さんは、住宅ローンの繰上げ返済の原資とするため、以下のゴルフ会員権の売却を検討している。このゴルフ会員権の売却により増加する馬場さんの2020年中の手取り金額(所得税および住民税を控除した金額)として、正しいものはどれか。

資産名	売却予定日	譲渡価額	譲渡費用
ゴルフ会員権	2020年10月	320万円	10万円

・ ゴルフ会員権は2005年4月に購入し、その購入価額は200万円であった。

1. 2,964,000円
2. 2,979,000円
3. 3,040,000円
4. 3,090,000円

(問題 2 3)

(設問B) 馬場さんは、住宅ローンの繰上げ返済の原資とするため、(問題22)のゴルフ会員権の譲渡に代えて以下の養老保険の解約を検討している。この養老保険の解約による馬場さんの2020年中の税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した金額)として、正しいものはどれか。

・ 加入時期	2017年4月
・ 保険期間	10年
・ 解約時期	2020年11月
・ 一時払い保険料	280万円
・ 解約返戻金	300万円

※契約者および保険料負担者は馬場さんである。

1. 294万円
2. 296万円
3. 298万円
4. 300万円

問8

所得税の一時所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題24)

(設問A) 以下の資料に基づき所得税を計算する場合、福岡さんの2020年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

○会社員の福岡さんは、2020年1月に自動車事故に遭い、加害者から治療費として10万円、慰謝料として30万円を受け取った。また、これに関して医療保険の入院給付金を5万円受け取ったが、実際にかかった入院費は15万円であった。

○福岡さんは、上記以外に、2020年中に次の生命保険契約に係る保険金を受け取っている。

契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	支払保険料 の総額	支払事由	保険金の 受取額	保険金の支 払い形態
父	父	福岡さん	200万円	死亡	300万円	一時払い
福岡さん	妻	福岡さん	100万円	解約	180万円	一時払い

- ・ どちらの保険も保険料は一時払いであり、契約後20年が経過している。
- ・ 支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。

1. 15万円
2. 20万円
3. 40万円
4. 65万円

問9

外貨建預金の利子や為替差損益に対する所得税の取扱いに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題25)

(設問A) 自営業の荒木さん(非永住者以外の居住者)の2020年における所得等が以下のとおりである場合、2020年分の所得税額(確定申告における年税額)として、正しいものはどれか。なお、外貨定期預金の利息は国内で源泉徴収されており、外国所得税が課されているものではない。

・ 事業所得 500万円

・ 外貨定期預金(為替予約なし)の損益

銀行名	預金利息	為替差損益
RC銀行	5万円	為替差損 8万円
RD銀行	10万円	為替差益 20万円

※RC銀行およびRD銀行は国内に所在している。

・ 所得控除額 200万円

1. 202,500円
2. 214,500円
3. 217,500円
4. 229,500円

問10

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の 合計所得金額	納税者の 合計所得金額		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	900万円以下	900万円超 950万円以下		
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

(問題26)

(設問A) 三上さんの家族構成および2020年分の収入等は以下のとおりである。この場合の三上さんの2020年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員三上さんと同居し、生計を一にしている。

続柄	年齢	備考
三上さん(本人)	54歳	会社員で、給与収入が720万円ある。
妻	52歳	一時所得の金額が196万円ある。
長男	23歳	雑所得の金額が55万円ある。
長女	17歳	高校2年生で収入はない。

- ・ 2020年12月末時点の現況とする。
- ・ 障害者や特別障害者に該当する者はいない。

1. 122万円
2. 124万円
3. 147万円
4. 185万円

(問題27)

(設問B) 小山さんの家族構成および2020年分の収入等は以下のとおりである。この場合の小山さんの2020年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員小山さんと同居し、生計を一にしている。

続柄	年齢	備考
小山さん(本人)	48歳	貸家業を営み、不動産所得が1,010万円ある。
妻	46歳	パートとして勤務しており、給与収入が155万円ある。
長男	20歳	大学2年生で、アルバイトによる給与収入が60万円ある。

- ・ 2020年12月末時点の現況とする。
- ・ 障害者や特別障害者に該当する者はいない。
- ・ 小山さんの妻は小山さんの不動産所得に係る事業専従者ではない。

1. 48万円
2. 111万円
3. 126万円
4. 149万円

(問題28)

(設問C) 羽田さんが2020年中に支払う医療費等が以下のとおりである場合、羽田さんの2020年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、2020年の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

治療等を受けた者	内容	2020年中における支払金額	備考
羽田さん	内科の治療費	100,000円	左記にはインフルエンザの予防接種代3,000円、人間ドックの検査料40,000円(検査で異常はなかった)が含まれている。
	薬局で購入した薬代	100,000円	左記のうち80,000円が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当する。
妻	薬局で購入した薬代	50,000円	全額が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当する。
長女	外科の入院費	110,000円	2019年12月にスキーで骨折をして入院した。入院費は2020年1月に病院に支払ったが、加入している医療保険から入院給付金70,000円を2020年2月に受け取った。

- ・ 羽田さんの妻は羽田さんと同居し、生計を一にしている。
- ・ 長女は2020年4月に結婚し他県に居住しているが、結婚前までは羽田さんと生計を一にしていた。
- ・ 羽田さんは、2020年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして、一定の取組みを行っており、セルフメディケーション税制の適用要件を満たしている。
- ・ 羽田さんの2020年分の総所得金額等は520万円である。

1. 217,000円
2. 190,000円
3. 147,000円
4. 107,000円

問 1 1

所得税における損益通算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、2020年分の所得税の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円

(問題 29)

(設問A) 山田さんの2020年における所得の金額等が以下のとおりである場合、山田さんの2020年の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

所得区分	金額等		備考
事業所得	売上高	1,195万円	—
	必要経費	960万円	—
不動産所得	収入金額	555万円	—
	必要経費	725万円	必要経費には、土地負債利子40万円が含まれている。
譲渡所得	合計金額	▲150万円	営業用車両の売却による譲渡損失は▲50万円であり、別荘の売却による譲渡損失は▲100万円である。
一時所得	収入金額	1,350万円	生命保険契約の解約による返戻金額である。
	収入を得るために支出した金額	1,070万円	既払込保険料である。

- 山田さんは、申告期限内に適正に申告しており、65万円の青色申告特別控除額の適用要件を満たしている。
- 山田さんの不動産の貸付けは、事業的規模に該当しない。

- 80万円
- 90万円
- 130万円
- 195万円

(問題30)

(設問B) 関根さんの2020年における所得の金額等が以下のとおりである場合、関根さんの2020年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得区分	金額		備考
給与所得	収入金額	160万円	—
退職所得	収入金額	400万円	勤続年数は11年である。
事業所得	収入金額	1,250万円	雑貨店の事業に係るものである。
	必要経費	1,035万円	
不動産所得	収入金額	400万円	事業的規模ではない。必要経費には土地負債利子は含まれていない。
	必要経費	520万円	

- ・ 関根さんの所得控除の金額は、95万円である。
- ・ 関根さんは、65万円の青色申告特別控除額の適用要件を満たしている。
- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではない。
- ・ 関根さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 20,000円
2. 52,500円
3. 67,500円
4. 80,000円

問 1 2

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 1)

(設問A) 会社員の阿久津さんは2020年6月に、新築の戸建住宅を取得し、同月中に居住した。阿久津さんが取得した不動産および購入資金の内訳が以下のとおりである場合、阿久津さんの2020年分の所得税の計算上、確定申告により適用を受けることができる住宅ローン控除の金額として、正しいものはどれか。なお、不動産の取得は特別特定取得に該当し、阿久津さんが住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

○阿久津さんが取得した不動産の内訳

	家屋	土地	合計
取得価額	2,000万円	1,500万円	3,500万円

- ・ 家屋は認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

○取得資金の内訳

	金額	2020年の 年末借入金残高	返済期間	金利
自己資金	500万円	—	—	—
金融機関	2,500万円	2,475万円	30年	1.8%
阿久津さんの父	200万円	195万円	15年	1.0%
勤務先（社内融資）	300万円	285万円	15年	1.0%
合計	3,500万円	2,955万円	—	—

- ・ 金融機関、阿久津さんの父からの借入金および勤務先からの社内融資の金額は、当初借入額である。
- ・ 阿久津さんは父と公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。
- ・ 阿久津さんは勤務先の役員ではない。また、勤務先からの利子の補助はない。

○阿久津さんの2020年分の給与所得の源泉徴収票（一部抜粋）

種別	支払金額	源泉徴収税額
給料・賞与	7,000,000円	280,000円

- ・ 2020年分の収入は上記の勤務先からの給与のみで、年末調整を行っている。

1. 295,500円
2. 280,000円
3. 276,000円
4. 247,500円

問 13

所得税における純損失の繰越控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法によるものとします。

(問題32)

(設問A) 最上さんは2020年3月に勤務先を退職し、2020年4月から個人で飲食店を開業した。2020年から2024年までの所得等が以下のとおりであった場合、最上さんの2024年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、最上さんは開業時から青色申告書(損失申告書を含む)を申告期限内に提出しており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。また、純損失の繰戻還付の適用は受けないものとする。

年分	各種所得の金額	所得控除額
2020年	給与所得 90万円	100万円
	事業所得 ▲750万円	
2021年	事業所得 ▲250万円	110万円
2022年	事業所得 150万円	120万円
2023年	事業所得 350万円	100万円
	遊休土地の譲渡所得 200万円	
2024年	事業所得 750万円	130万円
	配当所得 50万円	

- ・ 事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。
- ・ 2024年の配当所得は少額配当には該当せず、総合課税の適用を受けている。

1. 260万円
2. 370万円
3. 420万円
4. 460万円

問 1 4

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。
なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては、課税期間の納税額が最も少なくなる方法により計算するものとします。

(問題 3 3)

(設問A) 個人事業を営む落合さんの消費税に関する内容が以下のとおりである場合、2020年分と2021年分について、落合さんの課税事業者または免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。

年分	期間	課税売上高	給与等の金額
2018年分	上半期	380万円	190万円
	下半期	550万円	400万円
2019年分	上半期	1,205万円	1,008万円
	下半期	420万円	360万円
2020年分	上半期	700万円	670万円
	下半期	未定	未定

- ・ 上半期とは1月1日から6月30日まで、下半期とは7月1日から12月31日までを指す。
- ・ 落合さんは、開業して以来「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことはない。
- ・ 「給与等の金額」は、所得税法に規定する給与等の支払額である。

- | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 1. 2020年分 | 課税事業者 | 2021年分 | 課税事業者 |
| 2. 2020年分 | 課税事業者 | 2021年分 | 免税事業者 |
| 3. 2020年分 | 免税事業者 | 2021年分 | 課税事業者 |
| 4. 2020年分 | 免税事業者 | 2021年分 | 免税事業者 |

(問題 3 4)

(設問B) 国内における消費税の取引に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人が、所有する自動車に係る保険事故により受け取る保険金は、消費税の課税取引に該当する。
2. 法人が、店舗の賃貸借終了により、契約に基づいて返還される保証金は、消費税の課税取引に該当する。
3. 法人が、社宅用の土地を購入する際に、不動産業者に支払う土地の売買に関する仲介手数料は、消費税の非課税取引に該当する。
4. 法人が、所有するマンションを社宅として使用する際に、社員から毎月徴収する賃貸料は、消費税の非課税取引に該当する。

問15

個人の住民税（道府県民税および市町村民税）および事業税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題35)

(設問A) 飯田さんの2020年分の給与収入等が以下のとおりである場合、飯田さんの2021年度の住民税の金額として、正しいものはどれか。

○飯田さんの給与収入の金額：630万円

○住民税の所得控除に関する事項

- ・ 社会保険料控除額：83万円
- ・ 生命保険料控除額：7万円
- ・ 2020年12月末時点の飯田家の状況

続柄	年齢	職業	配偶者控除額・扶養控除額
飯田さん(本人)	48歳	会社員	—
妻	46歳	パート	33万円
長女	20歳	大学生	45万円
長男	17歳	高校生	33万円

※全員飯田さんと同居し、生計を一にしている。

※障害者や特別障害者に該当する者はいない。

1. 216,000円
2. 220,000円
3. 230,000円
4. 263,000円

(問題36)

(設問B) 西里さんの2020年分の所得税青色申告決算書(一般用および不動産所得用)の内容が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上(収入)金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、事業は1年を通じて行われているものとする。

科目	事業所得の金額	不動産所得の金額
売上(収入)金額	1,200万円	575万円
必要経費	655万円	625万円
差引金額	545万円	▲50万円
青色事業専従者給与	120万円	—
青色申告特別控除前の所得金額	425万円	▲50万円
青色申告特別控除額	65万円	—
所得金額	360万円	▲50万円

- ・ 2019年からの純損失の繰越控除は生じていない。
- ・ 事業所得および不動産所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当する。
- ・ 不動産所得に係る上記の必要経費には、土地負債利子は含まれていない。

1. 10,000円
2. 42,500円
3. 67,500円
4. 102,500円

問 16

所得税の更正の請求に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、確定申告とは、所得税の確定申告のことをいい、確定申告書とは、所得税の確定申告書のことをいうものとします。

(問題 37)

(設問A) 個人事業者の長岡さんは、10年前から、毎年法定申告期限内に確定申告を行っているが、2020年の5月になり、当初提出した2019年分の確定申告書で適用しなかった扶養控除の適用要件を満たしていたことに気がついた。2019年分の所得税の更正の請求書に係る、一般的な提出期限に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、長岡さんは、2019年分の確定申告書を2020年2月中に提出し、提出と同時に第3期分の所得税を納税している。

1. 2019年分の確定申告書の提出日より1年以内である。
2. 2019年分の確定申告の法定申告期限より1年以内である。
3. 2019年分の確定申告書の提出日より5年以内である。
4. 2019年分の確定申告の法定申告期限より5年以内である。

問 17

株式会社TEの東京本社に勤務する浅見さんは、2020年5月から5年間の予定でTE社の米国支店に赴任しています。浅見さんの海外赴任の内容が以下のとおりである場合、以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

- ・ 米国への海外赴任は家族帯同である。
- ・ 浅見さんはTE社の役員には該当しない。
- ・ 浅見さんにはTE社からの給与所得以外の所得はない。

(問題38)

(設問A) 浅見さんの2020年分の所得税および2021年度の住民税(道府県民税および市町村民税)に係る原則的な取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における「給与」は、賞与以外の普通給与のことを指すものとする。

1. 浅見さんの海外勤務の期間は、契約等により、あらかじめ1年未満でないことが明らかであるため、出国の日の翌日から非居住者となる。
2. 出国する日までに支給期の到来する給与について年末調整を行う場合、配偶者その他の親族が控除対象配偶者または控除対象扶養親族に該当するか否かは、その出国の時の現況により判定する。
3. 浅見さんの2020年分の給与については、2020年5月以降、予定どおり赴任が継続していれば、2021年度の住民税は課税されない。
4. 2020年5月以降の米国支店での勤務に基因する給与であっても、日本国内において支給されるものについては、所得税が課税される。

問18

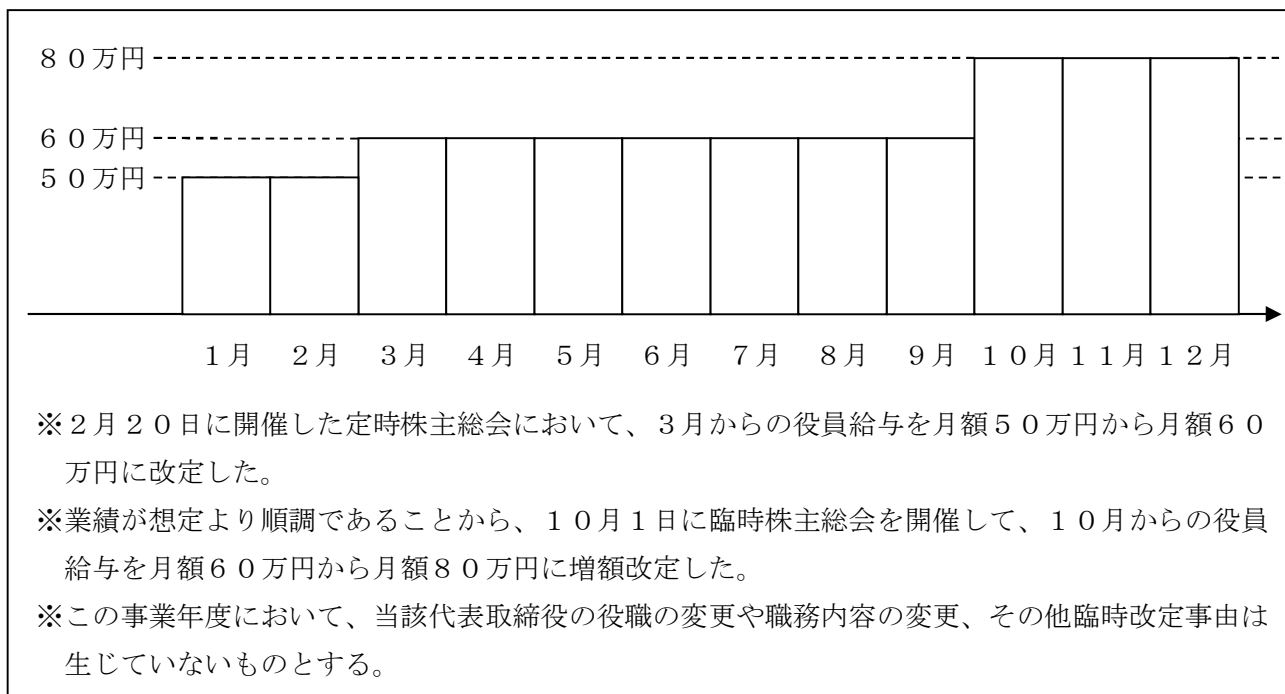
筒井さんは、6年前から個人で中古車販売業を営んでいましたが、開業当初より増収増益を継続しているため、法人成りを検討することにしました。法人成りに関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、その事業年度の所得の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

(問題39)

(設問A) 会社設立後のある事業年度(1月1日から12月31日まで)において、代表取締役である筒井さんに以下のとおり毎月25日に役員給与を支給した場合、法人税における所得金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。



1. 0円
2. 60万円
3. 240万円
4. 660万円

(問題 40)

(設問B) 筒井さんが、設立する会社(同族会社に該当し、事業年度は1月1日から12月31日までの12ヵ月とする)から、以下のとおり役員給与等の支給を受ける場合、筒井さんの給与所得の金額および会社の法人税における所得金額の計算上、損金不算入となる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、役員給与に関する不相当に高額な部分の金額はないものとする。

定期同額給与に該当する給与(月額50万円×12ヵ月分)	600万円
賞与(事前確定届出給与および業績連動給与には該当しない)	100万円
社宅の提供に係る経済的利益(月額5万円×12ヵ月分)	60万円

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 1. 給与所得 | 520万円 | 損金不算入額 | 160万円 |
| 2. 給与所得 | 520万円 | 損金不算入額 | 100万円 |
| 3. 給与所得 | 574万円 | 損金不算入額 | 160万円 |
| 4. 給与所得 | 574万円 | 損金不算入額 | 100万円 |

問19

株式会社S Fは、製造業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増資または減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が1,000人以下の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、S F社は、設立以来連続して青色申告による確定申告書を期限内に提出している中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2019年4月1日～2020年3月31日）のS F社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

<租税公課に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	7,200千円
地方法人税（当期中間分の本税）	320千円
法人住民税（当期中間分の本税）	540千円
法人事業税（当期中間分の本税）	2,200千円
地方法人特別税（当期中間分の本税）	800千円
固定資産税	660千円
印紙税（過怠税60千円を含む）	180千円
事業所税	900千円
不納付加算税（源泉所得税の納付遅延に係るもの）	250千円

<接待交際費に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 消費者に対し自社製品のモニター謝礼として金品を交付した費用（通常要する費用）
1,240千円
- ・ 得意先に対し自社製品を見本として交付した費用（通常要する費用）
2,860千円
- ・ 自社製品の紹介のため、得意先に当社の製造工場を見学させた際の交通費、宿泊費（通常要する費用）
2,400千円
- ・ 得意先との打合せ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額（一次会の費用60千円と二次会の費用40千円の合計であり、参加人数はそれぞれ10人である。なお、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められる）
100千円
- ・ 代表取締役社長に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる）
1,000千円
- ・ 当社得意先、仕入先への慶事に際して支出した費用（社会通念上相当と認められる）
1,250千円

- ・ 取引先の役員を旅行に招待した費用 3,380千円
- ・ その他税務上交際費と認められる金額（接待飲食費に該当するものは含まれていない）
5,920千円

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

<旅費交通費に関する事項>

代表取締役社長の海外渡航に際して、旅費として2,500千円を計上し、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。そのうち、業務の遂行上必要と認められ、かつ渡航のために通常必要と認められる部分の金額は1,200千円である。

<寄附金に関する事項>

当期に支出した500千円は、代表取締役社長の長男が通う私立高校が甲子園に出場した際、高校に寄附したものである。

<役員退職金に関する事項>

取締役会長が2019年12月31日をもって退職したため、2020年1月15日に行われた臨時株主総会で退職金16,000千円を支払う旨の決議が行われ、翌月中に支払いが完了している。なお、役員退職金としての適正額は10,000千円である。

<減価償却費に関する事項>

種類	取得価額	当期償却費	法定耐用年数	事業供用日	備考
工場用建物	64,000千円	2,000千円	38年	2013年11月1日	—
駐車場設備 (構築物)	760千円	760千円	15年	2019年4月1日	(注1)
自動車 (車両運搬具)	280千円	280千円	6年	2019年10月8日	(注2)

(注1) 砂利敷だった駐車場をコンクリート舗装したもので、当期4月1日に完成し、同日より事業の用に供している。

(注2) 製品搬送用に新たに中古自動車を購入したもので、当期10月8日に事業の用に供している。なお、中古資産に係る見積り耐用年数は4年である。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用要件を満たしている。

<償却率等>

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
6年	0.167	0.333	0.334	0.09911
15年	0.067	0.133	0.143	0.04565
38年	0.027	0.053	0.056	0.01882

(問題 4 1)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 8,370千円
2. 9,150千円
3. 9,270千円
4. 9,580千円

(問題 4 2)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 2,610千円
2. 4,240千円
3. 4,890千円
4. 6,650千円

(問題 4 3)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,800千円
2. 2,300千円
3. 2,800千円
4. 4,000千円

(問題 4 4)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、役員退職金に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 0円
2. 6,000千円
3. 10,000千円
4. 16,000千円

(問題45)

(設問E) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、S F社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 930,920円
2. 981,080円
3. 1,140,920円
4. 1,191,080円

(問題46)

(設問F) S F社の同業他社である株式会社S G(資本金1,000万円)の法人税における課税所得の推移が以下のとおりである場合、第12期において控除できる繰越欠損金の額として、正しいものはどれか。なお、S G社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前の課税所得金額
第1期	2008年11月4日～2008年12月31日	白色	▲1,900千円
第2期	2009年1月1日～2009年12月31日	白色	700千円
第3期	2010年1月1日～2010年12月31日	青色	▲3,400千円
第4期	2011年1月1日～2011年12月31日	青色	▲1,000千円
第5期	2012年1月1日～2012年12月31日	青色	300千円
第6期	2013年1月1日～2013年12月31日	青色	100千円
第7期	2014年1月1日～2014年12月31日	青色	300千円
第8期	2015年1月1日～2015年12月31日	青色	400千円
第9期	2016年1月1日～2016年12月31日	青色	500千円
第10期	2017年1月1日～2017年12月31日	青色	700千円
第11期	2018年1月1日～2018年12月31日	青色	600千円
第12期	2019年1月1日～2019年12月31日	青色	2,800千円

1. 2,700千円
2. 2,600千円
3. 1,500千円
4. 400千円

問20

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47)

(設問A) 株式会社KLの代表取締役である山本さんは、2020年中に個人で所有している土地をKL社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、山本さんの2020年分の所得税の計算上、この土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、この土地は山本さんの居住の用に供されたことはない。

○土地の取得に関する資料

- ・ 取得年月 1972年4月
- ・ 取得費 1,400万円

○土地の譲渡に関する資料

- ・ 譲渡年月 2020年3月
- ・ 譲渡価額 3,000万円
- ・ 譲渡時の時価 7,000万円
- ・ 譲渡費用 100万円

1. 1,500万円
2. 2,000万円
3. 5,500万円
4. 5,600万円

(問題48)

(設問B) 株式会社KTは、KT社が所有する時価300万円(簿価240万円)の自動車を自社の役員である倉田さんに贈与(無償譲渡)した。この場合におけるKT社の法人税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 贈与した自動車の時価と簿価の差額60万円が、倉田さんへの役員給与として扱われる。
2. 贈与した自動車の簿価相当額240万円が、倉田さんへの役員給与として扱われる。
3. 贈与した自動車の時価相当額300万円が、倉田さんへの贈与税の対象として扱われる。
4. 贈与した自動車の時価相当額300万円が、倉田さんへの役員給与として扱われる。

問 2 1

株式会社QDの損益計算書に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、売上原価は変動費に、売上総利益は限界利益に、販売費及び一般管理費は固定費に該当するものとします。

		損益計算書	
自	2019年	4月	1日
至	2020年	3月	31日
(単位：千円)			
I	売上高		1,602,000
II	売上原価		1,249,560
	売上総利益		352,440
III	販売費及び一般管理費		293,700
	営業利益		58,740

(問題 49)

(設問A) QD社の営業利益が0円となる売上高(損益分岐点売上高)として、正しいものはどれか。

1. 1,041,300千円
2. 1,308,300千円
3. 1,335,000千円
4. 1,543,260千円

(問題 50)

(設問B) QD社は、当期は商品Aと商品Bを販売しており、それぞれの売上比率、限界利益率、限界利益は以下のとおりである。来期は限界利益率20%の新商品Cの販売を開始し、商品A、商品B、商品Cの売上比率を60:30:10とする予定である。この場合における損益分岐点売上高として、正しいものはどれか。なお商品Cの販売に伴い、追加で発生する固定費はないものとする。

<当期の状況>

商品名	売上比率	限界利益率	限界利益
商品A	60%	25.0%	240,300千円
商品B	40%	17.5%	112,140千円
合計	100%	—	352,440千円

1. 1,320,000千円
2. 1,378,740千円
3. 1,409,760千円
4. 1,468,500千円